

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

えびの市長 村岡隆明

市町村名 (市町村コード)	えびの市 (452092)
地域名 (地域内農業集落名)	飯野麓東部地区 (飯野麓)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年3月2日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・本地区は、えびの市東側に位置する水稻を中心とした水田地帯で、施設野菜(いちご)・露地野菜(里芋・甘藷)・飼料・畜産等を中心とした複合経営がなされている。

・平成29年に人・農地プランを作成し、農地中間管理事業により農地利用集積の取り組みを行ったが、当時から、ほ場は小さくて狭く、一部不整形で分散しており、作業効率が悪い。

・水路は用排水路兼用であることから、土砂等の堆積により水の流れが悪く、水管理が煩雑化している。

・今後は、高齢農業者のリタイアが増加すると想定され、荒廃農地の発生が懸念されることから、担い手への農地集積が重要な課題となっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・基盤整備による大区画化で、大型機械による作業効率の向上や水路整備の実施により、用排水を分離することで水田の汎用化の実現及び維持管理労力の軽減につなげる。

・担い手への農地集積を加速させ、効率的な農業の実現や経営規模の拡大による経営体質改善を図る。

・生産性の向上と作物の集団化により、高収益作物の導入を図る必要がある。

・将来的には地域内の農業生産法人を立ち上げ、農地を集約していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	15.7 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	15.7 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

・基盤整備区域内の農地及びその周辺の農地を「農業上の利用が行われる区域」とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・農業をリタイア・規模縮小の際は、なるべく地元の担い手や認定農業者などに貸し付けて、農地の集積・集約化による団地化を進め、担い手の効率化を図っていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・地域内の担い手へ農地の集約化を目指すため、なるべく農地中間管理機構の活用を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
・令和5年度に採択が決まり、今後の事業が順調に進むよう地域一体となって取り組んでいく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・地元の担い手を中心となって農地を守りつつ、地域内外から多様な経営体の確保・育成に取り組む。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・地域内の担い手等を中心に農地を守っていく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①鳥獣侵入防止柵の設置に取り組む。
 ③農地の集約や大区画化により、効率的な農業経営につながるようスマート農業の導入を進める。
 ⑦地域内の農地保全や施設等の維持・管理については、これまでどおり関係機関と連携して取り組んでいく。